

◆（36番 広田まゆみ君）（登壇・拍手）通告に従い、質問いたします。

北海道のエネルギー政策と社会資本の整備のあり方に関して、まず、泊原発3号機の定期点検に向けた対策についてですが、3号機は、来年の春には定期点検のために停止をします。北海道のすべての原子炉がとまった状態での電力需給見通し、供給計画はどうなっているのか、伺います。

私は、すべての原発を今すぐ即座にとめろという立場にはありませんが、電力供給不足を理由とした、なし崩し的な再稼働は、エネルギー問題についての冷静な道民議論の展開のためにも、北海道の未来の経済のためにも、容認できません。

道として、再生可能エネルギーや、二酸化炭素の発生が比較的少ないガス発電などの代替エネルギーの確保、省エネについて、今から具体的な対策を講じるべきだと考えますが、現状での考え方と見通しを伺います。

また、省エネについても、否定的にとらえるのではなく、北海道らしい方法、例えばキャンドルナイトなど、北海道観光の売りともできるような節電や啓発の方法などを、知事を筆頭に、道民参加で展開されるべきだと考えますが、見解を伺います。

ただし、最悪の場合といいますが、電力調整などに際しては、最低限、医療・福祉関係機関に不安や影響が出ないよう、きめ細かい対策も、防災対策と連動して、この機会に進められるべきだと考えますが、見解を伺います。

次に、定期点検後の再稼働の具体的条件について、知事の考え方を伺います。

残念ながら、やらせ問題など、電力会社のコンプライアンスや情報開示に、多くの道民が不信感を抱いています。

私は、一部で報道された、新たな活断層の存在と地震発生の可能性などについて、第三者検証が行われる必要があると考えますが、知事の見解を伺います。

さらに、道庁、道議会としても、北海道電力に対し情報開示を求める項目を、具体的に道民から募集し、有識者会議などで精査をした上で、参考人招致などの方法で、北電にデータの開示を求め、必要なものは第三者検証などを行うべきだと考えますが、知事の見解を伺います。

また、津波対策の関係ですが、いわゆる中長期的対策に4年程度を要する形になっています。もし、再稼働を急ぐならば、この対策を前倒しすべきですし、それが無理であれば、知事としては再稼働を容認すべきではないと考えますが、見解を伺います。

次に、市町村のエネルギー自給について伺います。

知事は、ことし7月の中央要請において、各省庁に、179の市町村のうち、少なくとも100の市町村でエネルギー自給率100%を目指す旨と表明されたと聞いております。知事は、この実現のために何が必要であると認識し、どのようにリーダーシップをとられるのか、伺います。

私としては、ぜひ、自治体単独ではなく、地域単位での取り組みを、広域自治体の責務としてコーディネートすることが重要だと考えますが、見解を伺います。

次に、原子力から再生可能エネルギーへのシフトについて伺います。

環境省は、太陽光や風力、地熱などの主要な再生可能エネルギーのポテンシャルを、都道府県ごとに、地図情報として、どなたでも見られる形で公開していますが、このポテンシャルを知事はどのように認識されているのか、伺います。

特に風力に関しては、道北、道東を筆頭に、北海道には突出したポテンシャルがあります。このポテンシャルは、賦存量とは異なりまして、現行法制度の社会的制約を考慮し、さらに、買い取り価格が現在想定される最低レベルで、しかも、洋上をカウントせず、陸上のみでの風力発電の設置で、現在の北海道電力の設備容量の742万キロワットを超える803万キロワットのポテンシャルがあることが示されています。

道民の安心、安全を第一としつつ、電力の安定供給に関しても責任を持つ立場で、私は客観的な議論をしたいと思いますが、こうした選択肢があるのに、このまま原子力エネルギーをベース

のエネルギーとして選択し続けることは、少なくとも、知事が唱える北海道価値にはつながらないと考えますが、改めて知事の見解を伺います。

次に、再生可能エネルギーシフトへの課題について伺います。

再生可能エネルギー促進法が、まずは最初のステップとして成立しました。従来から再生可能エネルギーの活用の促進を阻んできた、系統への影響を理由とした電力会社の買い取り制限の問題などが課題です。

2001年から、市民出資で風力発電に取り組むNPO法人北海道グリーンファンドは、改善策として、電力会社間連携の実施、揚水発電の活用、系統の増強、蓄電池の導入などが必要であると指摘しています。

これらの問題は、もう10年以上前から指摘をされていますが、改善するための具体的な検討や研究、技術開発が行われなまま過ぎてきました。北海道価値を具現化するために、道としてどのように取り組まれるのか、伺います。

特に、北本連系線の拡大についてですが、明確に脱原発の方向性が示されるという前提ですが、電力会社間連携による系統の一本化とあわせて、北本連系線の拡大を早急に整備するべきと考えますが、見解を伺います。

さらに、風力発電のポテンシャルが最大の道北地方では、送電線も少なく、このままでは、そのポテンシャルを生かせないことから、送電網の整備について早急に検討されるべきと考えますが、見解を伺います。

次に、社会資本整備のあり方検討について伺います。

私は、北海道のエネルギー政策を考える中で、改めて、これからの北海道にとって必要な社会資本整備とは何かを議論すべきだと考えました。

我が国の現状においては、社会資本整備イコール、発注、受注を通じた景気対策の側面が取りざたされることが多く、未来に向けた北海道民の幸せのため、暮らしのための社会資本整備を議論する土台として、強い違和感を覚えるものです。

特に、再生可能エネルギーへの転換のための具体的なインフラ整備などのためにも、社会資本整備とは何か、公共事業とは何か、官と民との役割のあり方など、抜本的な議論が必要です。

しかも、人口減少、高齢社会が到来し、税収が下がることが見込まれるこれからは、国からの補助金に頼った今の社会資本整備は、そもそも限界にきています。

公共投資が削減傾向にある中、今後は、民間資本も視野に入れた多様な整備手法を活用するなど、これまでと違った枠組みでの北海道の未来に向けた社会資本整備の検討が必要と考えますが、知事の見解を伺います。

次に、都市と農村の新しい連携による北海道の地域振興について、幾つか伺います。

まず、災害を教訓とした、都市と農村間の連携協定についてですが、今回の東日本大震災では、地震、津波、原発事故と、マイナスの連鎖も続きましたが、地域の助け合いなど、プラスの連鎖も広がりました。

震災直後から支援が円滑に機能したところは、日常的な交流のあった自治体間や団体間でした。これを踏まえ、例えば、阪神・淡路大震災のときに東京早稲田商店街で開発された震災疎開パックのように、災害時の受け入れ協定とあわせて、日常的には、農林水産業のボランティアや民泊交流などの事業を行う交流連携協定などを、道が立会人となって、札幌市の町内会、商店街、NPOと道内の市町村自治体とのネットワークづくりを道民参加で立ち上げてはいかがかと思いますが、見解を伺います。

次に、バイオマスの切り口からの、都市と農村の地域間連携について伺います。

環境省は、地域に応じた最適規模の循環形成をうたい、バイオマス系循環資源を主体とした地域循環圏構想を打ち出しています。

北海道の循環型社会形成推進基本計画では、北海道全体としての物質フローなどについての分析はされていますが、具体的な地域循環圏について、例えば、新・北海道総合計画における連携地域単位や振興局単位、市町村単位の施策展開が不十分です。道としての認識、これまでの取り

組み状況などを伺います。

次に、都市と農村の連携によるバイオマス活用の重要性について伺います。

北海道大学サステナビリティ学教育研究センターによれば、今のような、都市と農山漁村の戦略的な連携がない状態で2030年を迎えれば、人口減少、域内総生産の減少とあわせて、化石燃料、飼料、肥料などの価格高騰により、農業所得はさらに20%減少し、残念ながら、化石燃料に依存した北海道の農業経営は成り立たないとの分析のもと、都市と農山漁村の戦略的な相互補完を提案しています。

新・北海道総合計画において、中核都市を拠点に連携地域が指定されていますが、地域づくりの基本方向として、都市と農村の連携による低炭素持続型社会の実現を位置づけ、連携地域ごと、または、連携地域相互の補完について、実践的に取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

次に、道外市町村との連携によるオフセットクレジットの推進などについて伺います。

先ほどの北海道大学サステナビリティ学教育研究センターの試算によれば、北海道は、戦略的な都市と農村の連携により、バイオマス代替利用と森林吸収で二酸化炭素排出量を約70%削減できるポテンシャルを有しており、この二酸化炭素削減量は、下川町モデルでクレジットに換算すると、7670億円に相当すると推計されます。

下川町は、先ごろ、同じく環境モデル都市の横浜市の連合町内会と、環境、経済、防災などの各分野にわたる友好交流と、お互いの地域社会の持続可能な発展に寄与する協定書を結びました。

道として、J-VERなどのオフセットクレジットについて、道外市町村とのネットワーキングも含め、温暖化対策の枠を超えて、地域振興の観点から、より戦略的に取り組むべきと考えますが、道の取り組みの現状と今後の方策についての見解を伺います。

3点目に、新しい公共について伺います。

現在、中央政府では、被災地の今後の復旧・復興活動に向けて、新しい公共の力が生き生きと発揮されるよう、見直すべき制度の改革案を、活動現場の視点から提言として取りまとめたと聞いています。

道としても、被災者支援に出かけたNPOやボランティアなどからのヒアリングや意見交換会を行い、今後の被災者支援、復興支援のあり方や、北海道の防災計画に盛り込むべき点などを取りまとめるべきだと考えますが、見解を伺います。

私としては、特に社会的弱者の支援を日常的に行っている団体、福祉車両等を持ち、移送サービスなどを日常的に行っている団体、野外体験活動のノウハウのある自然学校などから、被災地での実際の支援活動の経験に基づく提言を受けるべきだと考えますが、見解を伺います。

また、被災地の現場を見ると、市町村自治体もしくは社会福祉協議会などが外部との連携やコミュニケーションになれているほど、外部の支援を受けやすかったように思います。

基本的に、自治体だけですべてはできないという前提に立って、NPOなど民間との連携協定の締結など、新しい公共の考え方が重要だと考えますが、道の見解を伺います。

次に、NPO法改正への対応について伺います。

阪神・淡路大震災のときにNPO法が成立し、今回、東日本大震災を契機に、寄附税制とNPO法が改正されました。

道においても、第1段階として、仮認定NPO法人への寄附金を個人の道民税の税額控除に加える税条例の改正案が提出されています。

第2段階として、これまで、寄附金の税額控除を受けられる認定NPO法人は国税庁の認定が必要でしたが、来年4月1日から、認定事務が都道府県及び政令都市に移行になるとともに、都道府県、市町村が条例で個別に指定したNPO法人については、寄附者の都道府県民税や市区町村民税が優遇されるだけでなく、認定NPO法人の審査要件であるパブリックサポートテストが免除されます。

これは、NPO法人の活動基盤の支援はもとより、税制の地方分権という意味でも画期的であると私は認識をしています。来年4月の施行に向け、三重県などで検討がスタートしましたが、道としてはどのように取り組む予定か、伺います。

次に、新しい公共を推進する条例について伺います。

こうした新しい公共やNPO法改正などの機運を受け、私は、新しい公共を推進する条例の検討に入るべきだと考えます。現在の市民活動促進条例は、道立市民活動促進センターの設置条例的な色彩が濃く、現在の条例を廃止し、道の役割は、札幌拠点の建物運営ではなく、道内各地を拠点とする市町村のNPO活動や協働を推進する中間支援組織やコーディネーターの養成、支援であることを明確にし、道民参加で新しい公共を推進する条例として、新たにスタートするべきだと考えますが、見解を伺います。

4点目に、がん対策推進条例について伺います。

具体については、会派内のがん対策条例検討プロジェクトの協議を踏まえ、今後、保健福祉常任委員会の中でも質疑をしてみたいと思いますが、大きく2点について、知事の考え方を伺います。

私は、道の責務として、放射線やアスベストなどの社会的要因のがんについても、予防や撲滅に向けて、道として取り組む姿勢を理念の中で明確にすることが時宜に合ったものと考えますが、知事の見解を伺います。

また、条例制定過程でのがん患者当事者の参加についてですが、道としては、素案提案前にワーキンググループを開催し、パブリックコメントも通常より1カ月長い期間を予定していることと承知していますが、残念ながら、拙速との声が上がっています。

これまで以上に、可能な限りの当事者参加を、条例制定過程でも、その後の計画策定においても、また、条文の中にも、より明確に入れることを知事にも確認しておきたいのですが、見解を伺います。

あわせて、これは知事公約ということで、職員は、どうしても知事を見て仕事をする傾向があるのではないかというふうに思います。そのことを知事はしっかりと認識をしながら——こういうところと言うのは失礼かもしれませんが、御自身もがん患者の当事者でありますので、ぜひ、がん患者当事者の参加についても、知事みずから、しっかりと気配りをさせていただくことを、あわせてつけ加えたいというふうに思います。

次に、PCB廃棄物対策の検証について伺います。

北海道では平成25年から処理が始まる安定器について、昨年9月に、環境省から、安定器の容器は、事前にあげないでJESCOにそのまま持ち込むことが望ましいと、都道府県に対し事務連絡がありました。

処理費用は重量で決まるため、現場では、事前に安定器を解体し、PCB部分だけを持ち込みたいという声があります。現実には、既に先行して処理が始まった北九州では、JESCOに持ち込まれる前に解体されているものも見受けられると聞きます。

このままでは、北海道においても、いわゆるやみという形で、JESCOに持ち込む前に解体し、経費削減を図る業者が出る危惧もあります。

環境省は、現場の事業者も納得できる根拠を示し、危険性があるならば、解体を明確に禁止するか、届け出制度などを定めるべきであります。費用を負担するのは、結果として、道民であり、道もそうですけれども、市町村自治体であるので、PCB廃棄物の安全な早期の処理のためにも、道は、事務連絡による指示を漫然と受け取るのではなく、道としても、納得のいく根拠を環境省に対し求めるべきと考えますが、見解を伺います。

最後に、知事のリーダーシップと組織マネジメントについて伺います。

知事は、3期目に当たり、北海道価値を道政の基本に据えられました。私は、これを基本的に支持する立場で、トップリーダーである知事に求めることは、道庁組織の内外に対し、一貫して、知事自身が北海道価値をぶれずに伝え続けることです。

道庁組織の行動原理として、北海道価値の実現が浸透し、今やっているこの事業は北海道価値にふさわしいのか、北海道価値を具現化するために、今、自分たちは道民にとってベストの選択をしているのかということ等を常に思い出しながら個々の職員が仕事をする道庁を目指すことが、道庁改革の第一歩であると私は考えますが、知事の見解を伺います。

以前、知事は、道庁の常識は道民の非常識と発言したと報道がありました。残念ながら、道民

に向き合うよりも、中央省庁の判断を仰ぐ習慣や、そうせざるを得ない中央集権の体制が、職員をそうさせているところも多分にあると思います。

PCB廃棄物の事例でもそうですが、対等な法的対話を中央省庁に対してしっかりすべきです。例えば、泊原発のEPZについても、これまで中央政府の同意が必要だった防災計画が、4月に成立した第1次の分権一括法によって、事後報告でよしとされました。EPZを含む防災計画を道みずからが決定することは、法的に問題はないはずだと私自身は認識しています。

知事みずからが、中央省庁のほうではなく、道民の思いにしっかり向き合うことが必要だと考えますが、地域主権について、知事の見解を伺います。

また、知事は、この間、財政再建のための行政改革には努力されてきたと思いますが、トップとして、職員のモチベーションを上げることや政策立案能力を高めることに余り熱心ではない印象を私は受けていますが、知事として、残りの3年間をどう取り組むのか、見解を伺います。

もう一つ、今議会のさまざまな議論を受けて、北海道価値の具現化のため、論点として提起しておきたいことは、北海道民が、知事を先頭に、安売りはしない、低価格勝負はしないということを一丸となって確認し、宣言していくことが非常に重要だと思っています。

再生可能エネルギーの活用推進、オフセットクレジット、観光振興など、あらゆる施策の面で言えることです。知事の見解を伺います。

以上、再質問を留保し、1回目の質問を終わります。(拍手)

◎(知事高橋はるみ君) (登壇) 広田議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、北海道の新しいエネルギー政策と社会資本整備のあり方に関し、まず、再生可能エネルギーの導入などについてであります。道といたしましては、これまでも、省エネ・新エネ促進行動計画に基づき、道民や事業者への普及啓発などによる省エネの促進とともに、産学官連携による研究開発の促進など、新エネの開発、導入に努めてまいったところであります。

今後、新たな行動計画においても、道の率先行動や普及啓発を一層強化するなどして、産業活動や道民生活など、エネルギー需要分野ごとの省エネルギーを促進するとともに、全量買い取り制度の創設による企業や地域の動きを踏まえ、エネルギーの地産地消や関連産業の育成など、再生可能エネルギーの導入促進に積極的に取り組んでまいります。

次に、泊発電所の再稼働についてであります。北電では、今回の福島事故を受け、移動発電機車の配備や原子炉冷却のための水の確保などの緊急安全対策を講じたところであり、また、さらなる安全性の向上のため、非常用発電機の高台への設置や、浸水対策などの中長期対策を実施するところであり、道では、北電に対し、可能な限り早期に行うよう、継続的に働きかけているところであります。

私といたしましては、泊発電所の再稼働に当たっては、何よりも安全を優先すべきものと考えており、従来から国に求めている二つの疑問点などについて詳細な説明を求めるとともに、国及び北電に対し、責任を持って安全対策に万全を期すこと、さらには、安全対策の具体的な内容などについて、道民の皆様方にわかりやすく、かつ丁寧に説明するよう、強く求めてまいる考えであります。

次に、地域における新エネルギーの導入促進についてであります。エネルギーの地産地消を進めるためには、賦存量などの地域の特性を踏まえつつ、事業者や市町村間の連携強化、人材やノウハウの不足といった課題を解決していくことが重要であります。

このため、道といたしましては、新たな行動計画において、地域における新エネ導入の促進を主要な施策として位置づけ、推進の担い手となる人材の育成や、サポート相談窓口を通じた相談、アドバイスの実施など、地域へのきめ細かい支援を強化していく考えであります。

さらに、地域における広域的な連携を促進するため、市町村や地域の団体を構成員とする会議を設置し、課題の検討や、モデル事業に関する情報の共有化を図りながら、エネルギーの地産地消の取り組みが、市町村の枠を超え、地域の中で広がっていくよう努めてまいる所存であります。

次に、再生可能エネルギーの認識についてであります。環境省のポテンシャル調査では、太

陽光や風力などにおいて、本道は、いずれも全国トップの水準となっており、豊富に賦存しているエネルギー源を積極的に活用していくことが重要であると考えます。

このため、道といたしましては、再生可能エネルギーを最大限に活用し、中長期的な視点に立って主要なエネルギー源の一つとなるよう取り組み、エネルギー関連産業の育成や地域経済の活性化にもつなげてまいりたいと考えております。

次に、社会資本整備のあり方についてであります。人口減少、少子・高齢化の急速な進行や、厳しさを増す地域の経済、雇用など、さまざまな課題に直面する中、本道においては、人や物の交流拡大を支える高速交通ネットワークの形成や、食料供給力の強化に向けた農地、農業用施設や漁港、漁場の整備、森林の計画的な整備や健全な水循環の確保といった、社会資本整備を重点的に推進していくことが重要であります。

加えて、このたびの大震災を踏まえると、防災機能の拡充とともに、我が国全体の大災害に備えた交通や情報基盤などの整備が一層重要となっているところであり、道といたしましては、引き続き、公共事業予算の確保に努めるとともに、民間活力の活用など多様な手法も検討しながら、豊かな自然に恵まれ、個性と活力に満ちた地域が広がる北海道を目指し、必要な社会資本の整備促進に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、泊発電所周辺の活断層などについては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

次に、都市と農村の新しい連携による北海道の地域振興に関し、まず、バイオマスなどによる地域循環圏についてであります。多様で豊富なバイオマス資源が存在する本道において、地域循環圏の構築を進めていくことは、本道における循環型社会の実現を図る上で重要と考えております。

このため、道では、これまで、産学官が連携した北海道バイオマスネットワーク会議を通じ、各圏域におけるネットワーク化に取り組むとともに、循環資源利用促進税を活用して、木くずや食用油の再資源化の設備導入に向けた支援を行うなど、地域での取り組みの促進を図ってまいっているところであります。

今後においては、生ごみなど一般廃棄物由来のバイオマスの利活用を促進するため、市町村等と連携し、その具体的な手法や広域化の検討を行うなどして、資源の性質や地域特性に応じた地域循環圏の構築に向けて、積極的に取り組んでまいります。

次に、カーボンオフセットの取り組みの推進についてであります。本道の豊富な森林やバイオマス資源などを活用したカーボンオフセットの取り組みは、地球温暖化対策とあわせ、地域の振興を図る上で、有効な対策と考えているところであります。

このため、道では、昨年度、関係機関や団体などとの連携のもと、北海道カーボン・アクション・フォーラムを設置し、J-VERなどの各種クレジット制度の一体的な普及啓発や、道産クレジットのリストや共通ロゴマークの作成、市町村や企業等の相談窓口の設置などに取り組んでまいったところであります。

今後は、市町村等を対象とした道内5圏域での地域研修会の開催や、道内外の企業に対する道産クレジットの活用意向調査、道外企業への道産クレジットのPRを行うなどして、豊富なバイオマス資源などを有する本道の強みを生かしたカーボンオフセットの取り組みの普及拡大に向け、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、地域間の連携などについては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

次に、新しい公共に関し、まず、東日本大震災を踏まえた意見交換等についてであります。被災地におけるNPO等の民間による支援活動については、被災地の復旧、復興に大変大きな役割を果たしていると考えております。

このため、道といたしましては、NPOやボランティアとの意見交換会を実施するなどして、今後の被災者支援のあり方など、地域防災計画に盛り込むべき点などについて検討を進めてまいりたいと考えております。

防災を初め、福祉やまちづくりなど幅広い分野において、多様化する住民ニーズに的確に対応するためには、行政と、町内会やNPO、企業などの地域の多様な主体が連携協働して、地域の

課題解決に当たる新しい公共の考え方に立った地域づくりが重要であり、行政とNPO等との連携の取り組みをより一層進めてまいりたいと考えております。

次に、NPO法の改正への対応についてであります。本年6月の法改正において、NPO法人の認証事務の簡素化などが図られるとともに、税制上の優遇措置の対象となるNPO法人については、新たに、都道府県等の条例により、個別に指定することができることとされたところであります。

しかしながら、その制度化に当たっては、個別に条例に明示することに関して、具体的な基準や透明性を確保するための手続など、さまざまな指摘もあるところであり、整理すべき課題が存在すると認識をいたしております。

道といたしましては、この制度が、NPO法人にとって、公平性や透明性が担保され、実効性があるものとなりますよう、NPO活動に携わる方々や学識経験者の御意見、他府県における取り組み状況などを踏まえ、検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、新しい公共の推進については、担当の部長から答弁をさせていただきます。

次に、がん対策推進条例案に関し、まず、道の取り組み姿勢についてであります。がんの発症には、生活習慣、ウイルス感染のほか、議員が御指摘のアスベストなど、さまざまな要因があり、また、本道においては検診の受診率が低いことなど、がん対策上、多くの課題もありますことから、その克服を図るためには、道はもとより、すべての関係の方々が一体となって対策に取り組むことが大切であると認識をいたしております。

こうした考え方から、条例素案においては、がん患者の視点に立ち、関係者と一体となって、総合的ながん対策を推進することを基本理念といたしているところであります。

道といたしましては、この条例の制定に当たり、すべてのがんを対象に必要な施策の推進に努めることといたしているところであります。その取り組みなどについては、現在実施しておりますパブリックコメントや、地域意見交換会などで御意見を伺っていくこととしており、そうした意見をできるだけ条例に反映してまいります。

次に、がん患者などの参加についてであります。道といたしましては、条例の検討を進める上では、施策の対象となる患者の皆様方の視点に立つことが大切であるとの考え方から、患者やその家族が参画するワーキンググループにおいて御意見等をいただき、素案を策定いたしましたところであります。

今後さらに、現在実施しているパブリックコメントのほか、道内6カ所での地域意見交換会などにおいて、可能な限り幅広く御意見等を伺うことといたしております。

また、素案には、基本理念の一つとして、患者の視点に立った取り組みを明記するとともに、患者やその家族などを構成員とする協議組織の設置を規定しているところであり、私といたしましては、そうした方々の意見をできるだけ反映し、条例の制定や、その後の施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

なお、PCB廃棄物については、担当の部長から答弁をさせていただきます。

次に、北海道価値についてであります。私は、豊かな水や森林資源、安全でおいしい食、すぐれた自然環境、多様な再生可能エネルギー資源などは、他の地域には見られない、北海道ならではの財産であり、こうした北海道価値こそが、新たな時代への扉を開くかぎであると考えているところであります。

このため、私といたしましては、道政執行方針などにおいて、北海道価値を磨き上げ、その独自性や優位性を最大限に生かしていくことを基本に据え、重点施策の展開や政策の企画立案を行っているところであり、北海道価値への徹底したこだわりを全職員と共有しながら、地域の個性が輝き、希望に満ちた北海道づくりに向けた道政を推進してまいる考えであります。

次に、地域主権の取り組みなどについてであります。道内の各地域が、心豊かな活力あるふるさとであり続けるためには、そこに暮らす皆様方が主役となり、将来について、みずから考え、主体的に行動する、地域主権型社会を目指した取り組みを積極的に進めていくことが大変重要であり、私の道政運営の大きな柱であると認識をいたしております。

このため、私といたしましては、地域の皆様方との対話をこれまで以上に重視し、その実情をしっかりと受けとめながら、市町村と一体となって、さまざまな課題の解決に取り組む道政、すなわち、地域とともに考え、地域とともに行動する、地域に徹底してこだわる道政を全庁一丸となって進めてまいる考えであります。

最後に、北海道価値を生かした取り組みについてであります。地域それぞれの暮らしや産業、あるいは、環境、文化の中には、世界にも誇れるような魅力や資源があふれており、私たち自身が、これらをかけがえのない財産として認識し、地域の発展に結びつけていくことが何より大切であります。

私といたしましては、こうした北海道価値を、単なるイメージに終わらせることなく、一つ一つを具体的な形にしていくことが何よりも大切であると考えており、食産業立国の推進や次世代環境モデルの創造といった高い目標を掲げ、市町村との協働や産学官連携の取り組みを重視しながら、道民の皆様方とともに、北海道の未来を切り開いてまいりたいと考えております。

なお、職員の能力や士気の向上については、担当の部長から答弁をさせていただきます。以上でございます。

◎（総務部長立川宏君）（登壇）組織マネジメントなどに関し、職員の能力や士気の向上についてでございますが、道では、組織の活力維持や職員の資質、能力の向上に向けまして、公共政策大学院への派遣研修や市町村との合同研修などに取り組んでいるほか、今年度から、各職場でのミーティングや業務改善といった自発的な活動を促す運動を展開しているところでございます。

また、各振興局では、それぞれの地域の課題に対応する独自の政策を企画、実施する取り組みを進めているところでございます。

道といたしましては、こうした取り組みを充実強化していくことにより、厳しい行財政環境の中で、さまざまな行政課題に迅速かつ的確に対応していくことができる組織づくり、人づくりに努めてまいる考えでございます。

以上でございます。

◎（危機管理監寺山朗君）（登壇）北海道の新しいエネルギー政策と社会資本のあり方に関し、初めに、泊発電所周辺の活断層についてでございますが、北電では、国の耐震設計審査指針に基づき、地形調査、ボーリング調査、海上音波探査などにより、活断層に関する調査を実施し、泊発電所の耐震安全性の評価を行い、平成21年3月までに国に報告したところであり、現在、国で審査されております。

また、今回の福島第一原発事故を踏まえた国の指示に基づき、耐震設計上、考慮しないと評価している活断層などの周辺において、3月11日以降の地震に伴って生じた地殻変動量及び地震の発生状況について、去る8月30日、国に報告したところでございます。

道といたしましては、国に対し、北電が提出した泊発電所の耐震安全性評価結果などを早急に審査、確認するよう求めているところでございます。

次に、泊発電所の情報公開についてでございますが、原子力発電所は、安全を最優先し、道民の皆様方の理解と信頼の上に成り立つことが重要であり、泊発電所に係る各種情報が開示され、透明性が保たれることが必要と考えております。

こうしたことから、道では、北電との間で締結している安全協定などに基づき、泊発電所において、原子炉施設の故障や原子炉の停止はもとより、発電所の運転に影響のない事象などについても、道への報告を求め、適宜公表するとともに、北電みずから積極的に情報公開を行うよう求めています。

また、道においては、発電所周辺の環境放射線などの監視を行うとともに、必要に応じ、立入調査を実施することにより、事業者が行った安全対策などを確認し、その結果について、広く情報提供に努めているところでございます。



以上でございます。

◎（総合政策部地域振興監竹林孝君）（登壇）都市と農村の新しい連携による北海道の地域振興に関して、まず、地域間の連携についてであります。地域づくりを進める上で、自治体間や民間との交流を深めることは、それぞれの地域の実情や、産業、文化、風習などを学ぶよい機会であり、まちづくりの参考とするためにも、大変有意義なことと考えております。

道においては、これまでも、災害に関連して、都道府県段階の広域応援に関する協定を締結するとともに、道内の市町村と災害時における連携のための協定を結んでいるところであり、さらに、道内の市町村では、自治体間の姉妹提携や住民レベルでの交流事業など、さまざまな交流、連携に取り組まれているところでございます。

こうした交流を通じて、お互いの地域への理解が深まるとともに、地域づくりを進める上でも意義があるものと考えており、ひいては、災害時の助け合いにもつながるものでありますことから、道としても、各地域が、それぞれの特色を生かした地域間の交流、連携の取り組みが促進されるよう、努めてまいりたいと考えております。

次に、低炭素社会の実現に向けた地域における取り組みについてであります。道としては、これまでも、地域と一体となって、バイオマスや太陽光、雪氷、風力といった再生可能エネルギーを有効に活用した取り組みを進めるとともに、地域の特色を生かした低炭素化に向けた広域的な取り組みを、エネルギー村一炭素おとし事業などにより支援しているほか、連携地域で定めている地域重点プロジェクトの取り組みなどに対して、地域づくり総合交付金を活用し、重点的に支援しているところでございます。

また、振興局ごとに開催している地域づくり連携会議などにおいても、市町村や民間の方々などから、再生可能エネルギーの導入やバイオマス資源の有効活用に向けた多くの御意見や御提言をいただいているところであり、道としては、北海道のポテンシャルを最大限に生かし、今後さらに、都市と農山漁村が連携した低炭素社会の実現に向けた取り組みが拡大するよう、地域の皆様方と連携しながら、積極的に推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎（環境生活部長山谷吉宏君）（登壇）新しい公共に関し、その推進についてでございますが、道におきましては、市民活動の促進を図ることを目的として、平成13年に北海道市民活動促進条例を制定し、道立市民活動促進センターを拠点として、人材育成や学習機会の提供、情報交換やネットワークづくりなど、NPOなどが活動しやすい環境の整備に努めてきたところであります。

道内のNPOは、条例の施行当時、100団体程度でありましたが、本年8月末現在では、1695の団体が認証を受け、道内の各地域において、福祉やまちづくり、環境などの公共分野で、さまざまな活動を展開しているところであります。

道といたしましては、このような状況の中、道立市民活動促進センターにおけるこれまでの取り組みに加え、地域における中間支援組織との連携を強化し、ネットワークの形成に取り組むなど、地域のNPO活動などの支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、PCB廃棄物対策の検証に関し、PCB廃棄物についてであります。PCB廃棄物の処理につきましては、PCB特措法などにに基づき、国において、広域的な処理事業が進められているところであり、道では、これまで、廃棄物処理法に基づく保管基準の遵守について、保管事業者に対する指導を徹底し、PCBの漏えい防止を図ってきているところであります。

御指摘の蛍光灯安定器などにつきましては、道内では、平成25年から処理が開始される予定でありますが、その保管に当たりましては、PCBの飛散、流出を避けるため、分解または解体せずに保管することが望ましい旨、環境省の通知があったところであります。

道といたしましては、今後、国に対し、円滑な処理や安全性の確保を図る観点から、道外での蛍光灯安定器の取り扱いの実態や、分解、解体等の技術などについて、より詳細な検証を行い、

明確な指導方針を示すよう要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎（経済部長坂口収君）（登壇）北海道の新しいエネルギー政策と社会資本整備のあり方に関し、初めに、今後の電力需給の見通しについてであります。国は、7月29日に、全国各電力会社を対象に、本年度の供給計画をもとに、原子力発電所がすべて停止したことを前提に、来年夏の需給見通しを公表しております。

北電の場合は、需要想定506万キロワットに対し、供給力は474万キロワットで、供給予備力はマイナス32万キロワットと見込まれております。

次に、節電についてであります。道としては、これまで、省エネや地球温暖化防止対策の観点から、不要な照明の消灯、OA機器の効率的な使用による庁舎の光熱費縮減などに取り組んできたところであります。

また、一般家庭に対しては、省エネ効果などの見える化による温暖化対策に取り組む家庭の募集、事業者に対しては、専門家による省エネ診断の実施などを展開しているところであります。

今後とも、道民のエネルギーへの関心と理解を高めて、電力をむだなく大切に使う取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、電気の使用制限についてであります。この夏に、法に基づき実施された本州における使用制限では、医療機関への制限はなかったものの、産業活動や住民生活にさまざまな影響が見られたところであります。

電力の安定供給は、道民生活の安定や経済活動の活性化にとって重要と考えており、まずは、こうした事態に至らないように、国や電力会社による電力の安定供給確保の対策が不可欠と考えております。

仮に、法による電気の使用制限が行われる場合には、経済社会活動への影響をできる限り緩和されるよう、国や電力会社に対し、万全の対策を求めるとともに、道として、道民生活や事業活動を守る立場から、対応してまいりたいと考えております。

最後に、再生可能エネルギーの導入拡大についてであります。固定価格買い取り制度の創設を踏まえ、本道においては、多くの事業者が参入意欲を示しており、買い取りなどを行う北電の役割が一層重要となってきたものと考えております。

このため、道では、新たな行動計画において、買い取りなど、電気事業者の果たす役割を盛り込むとともに、北電に対し、制度の趣旨が生かされるよう、引き続き、積極的な対応を働きかけてまいりたいと考えております。

また、再生可能エネルギーの導入拡大に向けては、北本連系など送電網の強化が重要と認識をしており、国に対し、電気事業者が行う必要な施設整備への支援など、環境整備を引き続き要請してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆（36番広田まゆみ君）（登壇・拍手）6点について、再質問します。

泊発電所の再稼働の条件について、まず再質問します。

従来から、中央政府に求めている二つの疑問点は、福島第一原発事故における地震による影響評価と、政府の要請により停止した浜岡原発と、泊原発の違いであると承知しております。

泊原発周辺の活断層について、報道された新たな活断層の可能性なども含め、耐震安全性評価などの審査が現在政府で行われているとの答弁でありましたが、私は、この審査は、現行の原子力安全・保安院のものと小委員会ではなく、環境省の外局として新たに設置される、仮称・原子力安全庁において、新たに選任された委員によって行われるべきと考えます。

その前提で、道は、この耐震安全性の評価結果の確認も再稼働の一つの条件として明確に位置づけるべきと考えますが、見解を伺います。

また、津波対策の前倒しについても、電力事業者に対し要請をするとのことですが、安全対策

について、従来どおり、電力事業者に責任を求めるなら、その対策が終わるまでは再稼働はすべきではないと考えますが、再度、知事の見解を伺います。

次に、電力需給見通しと、それに向けた対応について伺います。

来年夏の見通しとしては、供給予備力はマイナス 32 万キロワットと見込まれる旨、御答弁がありました。道としては、どのような対策をとられるのか、伺います。

特に、重工業地域である胆振管内における代替エネルギーの確保への取り組みや、北海道の電力需要の約半分を占める札幌市において節電などの対策を道として要請されるのが有効であると私は考えます。

とりわけ、札幌市長は、脱原発について明確な意思表示をされている首長でもあり、私としては、北海道の未来のための具体的な協議を、都市と農村の連携・交流協定なども含め、道としてされるべきと考えますが、見解を伺います。

次に、脱原発に向けた知事の認識について、改めて伺います。

原子力発電所の新設は、国民世論の状況などから、非常に高いハードルがあります。遅くとも、2050 年には原子力発電所がゼロになるというのが一つのシナリオです。

私も、基本的に、それを支持し、可能な限り前倒して再生可能エネルギーへのシフトを図っていくことが北海道価値につながると確信するものです。

本来は、中央政府が、前政権時代から続いてきた核燃料サイクルを基本とした原子力政策の誤りを、国民に開かれた国会議論のもとで総括し、新たなエネルギー基本計画を早急に策定すべきと承知します。

しかし、北海道において、再生可能エネルギーのポテンシャルを考えたとき、確かに、導入には、解決すべき課題は多くありますが、できない理由を並べるより、できる方法を一つ一つ着実に実現していくためにも、一日も早く、北海道のトップリーダーである知事が、段階的な脱原発と再生可能エネルギーへのシフトについて、より明確な意思表示をされることが重要だと考えます。

道議会における開かれた議論のもとで、従来の、原発に賛成、反対の手法の枠組みを超えて、知事が未来に向けた判断をいただけるよう環境整備をすることも、知事とともに、北海道地方政府の一翼である道議会の責務であると、私自身は、微力ながら受けとめております。

その上で、改めて、段階的な脱原発と再生可能エネルギーへのシフトについて、トップリーダーである知事の見解を再度伺います。

次に、送電網の整備について伺います。

国に対し、電力会社への支援について要請していくという御答弁でありましたが、8月23日の衆議院経済産業委員会、8月25日の参議院経済産業・農林水産・環境委員会連合審査会においても、連系可能量に余裕のない場合は、接続拒否事由に当たる可能性はあるが、法の趣旨に基づけば、連系可能量をふやす努力をすべきと、大臣答弁で、北電の具体的な名前も出されながら、政府見解が示されています。

この大臣答弁に基づき、中央政府に対して、早急に系統接続可能量をふやす具体策を定め、電力会社に早期に実現を求めることを要請すべきだというふうに思います。

私は、とりわけ、系統の一体化運用の義務化をまず求めるべきであると考えます。なぜならば、自然エネルギーのポテンシャルの多い地域は、東北、北海道、九州で、これらの地域では、電力消費量が少なく、結果として、設備容量が小さいため、今のような、個別の体制になっていては、不安定とされる再生可能エネルギーの受け入れ容量に限界があります。

電力消費が多い地域も含めた系統の一体化運用を行い、地方ごとではなく、日本全体として、再生可能エネルギーの受け入れ導入量をふやす必要があります。

これは、地方が、特に北海道が声を出さない限り、検討が本格化することはないと私はとらえています。

知事は、北海道東北知事会の代表として、被災地復興支援、そして、日本のエネルギーのバックアップ拠点整備の位置づけも含め、より明確に、中央政府に対し、系統の一体化運用と送電網

の整備を求めるべきと考えますが、知事の見解を伺います。

また、全国知事会が機能しているという前提ではありますが、国と地方の対等な協議の場の活用など、知事がとり得るすべての手だてを講じて、再生可能エネルギーの活用推進のためのインフラ整備を北海道の社会資本整備の最重点課題としても位置づけ、より強く要請すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、都市と農村の戦略的連携強化について、再質問します。

東日本大震災と阪神・淡路大震災の違いは、東日本大震災は過疎地が被災したことです。

被災地をめぐり、ガソリンや灯油がないために苦労している人たちのお話をたくさん聞きました。私自身は、被災地に行って、これは人ごとではないと。化石燃料の枯渇や、これから予想される原油価格——今も高騰していますが、価格の高騰の中、東北では、災害という形で、ああいうことが顕著に起きましたが、北海道においても、同じような現象が緩やかに起きているということに、私は大きな危機感を持っています。

もはや、バイオマスの利活用、脱化石燃料の視点がない地域振興は持続可能性がないことを、3・11 東日本大震災の教訓を踏まえて、改めて私たちは認識すべきであると考えます。

地域振興の観点から、知事がリーダーシップを発揮し、道が、広域自治体として、しっかりとコーディネートする中で、再生可能エネルギーの活用、脱炭素社会に向けた都市と農村の連携の取り組みを戦略的に進めるべきと考えますが、見解を伺います。

最後に、新しい公共について伺います。

部長から、道立市民活動促進センターの機能を強化するような答弁がありましたが、私としては、道議会議員になってから、再三申し上げておりますが、道の市民活動支援の役割は、札幌における建物の維持管理よりも、地域や市町村で活躍するNPOの支援を重視すべきであると考えます。

知事は、平成22年の事務事業評価で、知事意見として、拠点機能のあり方について検討するとしていますが、今回、センターがかでる2・7へ移転したことをもって見直しが完了していると考えているのか、伺います。

また、市民活動促進条例を廃止し、新しい公共を推進する条例として、新たに検討をスタートするべきと私は考えますが、再度、知事の見解を伺います。

以上です。(拍手)

◎(知事高橋はるみ君) (登壇) 広田議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、泊発電所の再稼働についてであります。私といたしましては、泊発電所1、2号機の再稼働については、慎重な判断が必要であると考えているところであり、従来から国に求めている、福島第一原発事故における地震の影響などの二つの疑問点などについて、詳細な説明を求めるとともに、国及び北電において責任を持って安全対策に万全を期すことなどについて、道民の皆様方にわかりやすく、かつ丁寧に説明することが必要であると考えているところでもあります。

また、道といたしましては、国に対し、北電が提出した泊発電所の活断層の評価を含む耐震安全性評価結果などを早急に審査、確認するとともに、北電に対し、泊発電所の安全性向上のための中長期対策を可能な限り早期に行うよう、継続的に働きかけているところでもあります。

次に、電力需給の見通しなどについてであります。国においては、7月に出された、稼働中の原発すべてをとめるという前提の来年の夏の見通しについて、その後の検討状況を国に対し求めるなどして、道として、道民の皆様方に正確な情報を提供することが重要と考えているところでもあります。

電力は、道内すべての道民生活や経済活動に密接に関連をしておりますことから、その需給の見通しは高い精度が必要と考えているところであり、供給不足とならないよう、さまざまな努力をしていかなければならないと考えております。

次に、今後のエネルギー政策についてであります。私といたしましては、原子力を過渡的エネルギーと位置づけている省エネ・新エネ促進条例の趣旨を踏まえ、多様なエネルギー源による

電源構成とすることが重要であると認識をいたしております。

このため、本道に豊富に賦存する再生可能エネルギーが、中長期的な視点に立って主要なエネルギー源の一つになるよう、取り組みを進めていくことが何より重要と考えております。

次に、送電設備の整備などについてであります。再生可能エネルギーの導入のためには、送電網の整備など、社会資本の整備との観点から、環境の整備が必要と考えております。

現在、国において進められている送配電システムの機能強化の検討を踏まえ、全国知事会など、あらゆる機会をとらえ、国などに働きかけてまいる考えであります。

次に、低炭素社会の実現に向けた取り組みについてであります。私といたしましては、豊富な再生可能エネルギーを最大限に活用し、域内循環を高める仕組みをつくり上げていくことは、大変重要と考えているところであります。

このため、これまで、地域重点プロジェクトとして位置づけているバイオマス資源の利活用や雪氷冷熱エネルギーの導入に関し、地域づくり総合交付金などを活用しながら促進を図っているほか、カーボンオフセットの仕組みを活用した森林づくりなどにより、都市と農山漁村が連携した取り組みを推進しているところであります。

道といたしましては、今後とも、こうした広域的な低炭素社会の実現に向けた取り組みがさらに拡大するよう、北海道バイオマスネットワーク会議などを通じ、市町村や民間とのネットワーク化を推進するなど、地域の皆様方と十分に連携をしながら、積極的に取り組みを進めてまいります。

最後に、道立市民活動促進センターの機能などについてであります。今日、防災を初め、福祉やまちづくりなど、幅広い分野において、NPO等を担い手とする新しい公共の考え方に立った地域づくりが重要と考えます。

こうした観点から、道立市民活動促進センターについては、道内各地のNPO等の活動を推進する拠点の一つとして、中間支援組織との連携の強化やネットワークの形成などに取り組む考えであります。今後、地域の課題や住民ニーズに的確に対応し、道や市町村、民間など、多様な主体が連携協働していくため、新しい公共の進め方などについて、幅広い観点から、さらに検討を進めてまいる考えであります。

以上でございます。